

生徒指導規程

三原市立本郷小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点とともに小中学校9年間を見通して、将来的には社会に通じる児童を育てる意図のもと必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で整った身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

- (1) 上衣は、基準服を着用する。~~夏季は上衣を着用しない。(6月1日～9月30日)移行期間として前後2週間を設定する。~~
- (2) 上衣の下は、白色のポロシャツまたはブラウス
- (3) 下衣は、学校指定と同等のものとし、紺色の半ズボン、~~紺色の長ズボン~~、紺色のスカートとする。
- (4) 通学用帽子は、黄帽を着用する。(校章無しも可)
- (5) 冬季(10月～5月)は、上衣の下に紺色単色のベストやセーターを着用してもよい。また、半ズボンと同等の生地で紺色無地であれば長ズボンを着用してもよい。
- (6) 冬季は、登下校の際にジャンパー(紺や黒を基調としたもの)、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。(耳あては不可)外遊びの際は、手袋のみ着用可。教室内では着用しない。
- (7) 靴下・スパッツは、白・紺・黒で無地単色とする。靴下は、ひざ下からくるぶしが隠れる長さとする。(ワンポイント不可)
- (8) 靴は、運動がしやすく華美にならない物とする。(ハイカット不可)
- (9) 下着が襟元や袖からはみ出さないようにする。(タートルネックなど)
- (10) 校内では名札を着用する
- (11) 体育の時は、体操服を着用する。上衣は、白色の丸首(紺色のライン)で季節により、長袖の着用は可。下衣は、紺色のハーフパンツ。赤白帽子を着用する。また、タイツやスパッツなどは、着用しない。

(髪型)

第3条 清潔かつ自然な髪型を大切にする。

- (1) パーマ、染色、脱色、~~モヒカン~~、剃りこみ等特別な髪型は不可。
- (2) 髪が肩にかかる場合は髪留めをし、耳の下で二つまたは中央で一つにくくる。
- (3) 髪留めなどは、黒、茶、紺の物とする。
- (4) 生活上の理由がある場合は学校の許可を得る。

(登下校)

第4条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意をして、登下校する。

- (1) 午前8時10分までに登校する。
- (2) 通学路を守って登下校する。(登校は登校班で列を守って登校する。)
- (3) 下校時間(最終時間)は、午後4時00分とし、速やかに帰宅する。

(学習道具)

第5条 学習道具は派手にならないようにする。

- (1) 鉛筆は4～6本。必要以上はもってこない。(シャープペン不可 但し社会見学時は可)
- (2) 低学年は箱型の筆箱を使用する。缶の筆箱は不可。
- (3) 必要に応じて赤・青程度のボールペン。ラインマーカーは1本可(不必要なものが入っていないもの。ラメ・香料など)
- (4) 消しゴムは白色を原則とする。

(持ち物)

第6条 不要なものは持ってこない。

- (1) 携帯電話・ゲーム機・間食・漫画等は持ってこない。
- (2) 持ち物には記名をする。
- (3) カイロは原則不可。(体調不良等の場合は貼るカイロなら可)
- (4) 名札は校内でつける。
- (5) 原則、ランドセルで登校する。
- (6) ミサンガ等身体に不要なものをつけない。
- (7) ランドセルや持ち物にマスコット・キーホルダー等不要なものをつけない。

(校内生活)

第7条 安全で落ち着いた学校生活を送る。

- (1) チャイムの合図を守る。
- (2) 次時の準備をして休憩をする。
- (3) 廊下・階段は右側を静かに歩く。
- (4) 給食準備中はマスクを着用し、静かに着席して待つ。
- (5) 掃除時間を守って、時間いっぱいだまって掃除する。
- (6) 登校したら原則校外には出ない。
- (7) 他のクラスの教室や特別教室は許可なしに入らない。
- (8) 学校内の施設・設備・公共物(机やロッカー等)は大切に扱う。故意に破損した場合は状況に応じて弁償を求める。(事例は別途定める。)
- (9) 帰宅後、教室に用事があるって入りたい場合は、許可を得て入る。
- (10) **クロームブックは、ICT 端末活用の取り決めに従って使用する。**

第3章 校外生活に関すること

(遊び)

第8条 校外で安全な生活を送るために遊びのルールを規定する。

- (1) 帰宅時刻を守る。(4月～9月は5:30まで 10月～3月は5:00まで)
- (2) 校区外に子どもたちだけで行かない。
- (3) 友だちや地域の人に気持ちのいいあいさつをする。
- (4) 線路や池、川のそばなど危ない場所で遊ばない。
- (5) 危ない遊びをしない。
- (6) 子ども同士のおごりあいや物品の貸し借りはしない。
- (7) 危険な目にあいそうになったら「いかのおすし」で身を守る。
- (8) 子どもだけで店で買い物をしたり、飲食店で食事をしたりしない。
- (9) 学校に遊びに来るときはお菓子やジュースをもってこない。

(交通安全)

第9条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方に気をつける。

- (1) 自転車の危険な乗り方をしない。
- (2) ヘルメットをかぶって、安全な乗り方をする。
- (3) 自転車を置くときは、交通のじゃまにならないようにする。学校ではバックネット裏か体育館下に置く。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第10条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 暴力・威圧・強要行為
 - ② 窃盗・万引き
 - ③ 建造物・器物破損(故意)
 - ④ いじめ
 - ⑤ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則(本郷小学校のきまり)に違反する行為及び、次の項目に該当する行為。
 - ① 登校後の無断校外出・無断早退
 - ② 指導に従わないなどの指導無視及び言動等(立ち歩き、授業妨害)
 - ③ 学校が教育上指導を必要とすると判断した場合

(特別な指導)

第11条 特別な指導は次のとおりとする。

- (1) 複数の教員で指導に当たり(担任・学年主任・生徒指導担当等)、必要に応じて管理職も指導に入る。
 - (2) 学校反省指導
 - ① 別室反省指導<第10条(1)に関わる場合は、5・6年 1日(6時間)別室指導
1~4年 半日(3時間)別室指導>
<第10条(2)に関わる場合は、全学年 1時間別室指導>
 - ② 授業反省指導
 - (3) 家庭反省指導
 - (4) 保護者連携による指導
 - (5) 特別な指導の期間は事案によっては数日にわたることもあるのでその都度協議する。
 - (6) 必要に応じて関係機関と連携をとり指導を進める。
 - (7) 具体的な指導内容は別途定めた生徒指導規程実施マニュアルにそって管理職・生徒指導担当・担任で話し合っ決めて。
- (8) 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察、継続した指導を行う。

附則 この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成26年4月1日に改定する。

この規程は平成27年4月1日に改定する。

この規程は平成28年4月1日に改定する。

この規程は平成28年9月1日に改定する。

この規程は平成29年4月1日に改定する。

この規程は平成30年4月1日に改定する。

この規程は平成31年4月1日に改定する。

この規程は令和3年4月1日に改定する。

この規程は令和3年11月1日に改定する。

この規程は令和4年9月1日に改定する。(赤字部分)